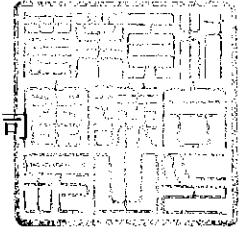


26資審第13号
平成26年8月27日

農林水産大臣 林 芳正 殿

農業資材審議会長 芋生 憲司



組換え DNA 技術応用飼料の安全性に関する確認に係る諮問等について（答申）

平成25年10月16日付け25消安第3322号、平成26年2月19日付け25消安第5304号、平成26年3月12日付け25消安第5755号及び平成26年8月21日付け26消安第2526号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

第1 次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料について、安全性に問題がないとすることは適当と認める。

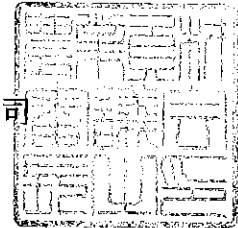
- ・ 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ（DP-073496-4）
- ・ 低リグニンアルファルファ KK179 系統
- ・ 除草剤アシルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統

第2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシ及びヌ並びに別表第2の2の規定に基づく組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）の改正について、組換え DNA 技術によって得られた微生物を利用して製造された飼料添加物のうち農業資材審議会が高度精製品として判断したものについては、組換え DNA 技術によって得られた微生物を利用して製造された飼料添加物に該当しないものとみなすことは、適当と認める。

26資審第14号
平成26年8月27日

農林水産大臣 林 芳正 殿

農業資材審議会長 芋生 憲司



飼料の規格の改正に関する諮問について（答申）

平成26年6月17日付け26消安第1315号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

養殖水産動物を対象とする飼料に用いる動物性たん白質の規格・基準について別記により措置することは、適当と認める。

1. 牛由来たん白質等を原料とする飼料の成分規格について
 - ・ 養殖水産動物を対象とする飼料は、
 - ① 牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白質（牛にあつては、特定危険部位又は死亡牛を原料として使用していないことが明らかであるものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの
 - ② 牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（牛にあつては、特定危険部位又は死亡牛を原料として使用していないことが明らかであるものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものを含んでよいこと。

2. 牛由来たん白質等を原料とする飼料の製造の方法の基準について
 - ・ 1の①及び②に該当するもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。）を原料として飼料を製造する事業場においては、当該飼料の製造ラインが、確認済牛肉骨粉等を原料として用いない飼料の製造ラインと完全に分離していることについて、農林水産大臣の確認を受けるものとする。
 - ・ 確認済牛肉骨粉等を養殖水産動物を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてよいこと。

3. その他の牛由来たん白質等を原料とする飼料の基準について
確認済牛肉骨粉等又は確認済牛肉骨粉等を原料とする飼料について、使用の方法、保存の方法及び表示の方法の基準を定めること。